

# 住居確保給付金のしおり

離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失している方または住居を喪失するおそれのある方に対し、求職活動を安心して行えるよう一定期間、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保を支援する制度です。

## ～ 目 次 ～

1 住居確保給付金を受給するための要件	1ページ
2 支給額・支給期間・支給方法	2ページ
3 収入基準額・金融資産基準額	3ページ
4 住居確保給付金受給期間中の求職活動など	4ページ
① 常用就職を目指した求職活動	5ページ
② 自立に向けた活動	6ページ
5 手続きの流れ	7ページ
6 支給の中止について	8ページ
7 住居確保給付金の再支給について	8ページ
8 住居確保給付金の適正な受給のため	9ページ

### 【注意事項】

- 申請から振込まで、1～2か月程度かかる場合があります。
- 滞納分の家賃は、給付の対象になりません。
- 管理費・共益費は支給対象外になります。また、給付される家賃額は上限額があります。
- 原則として、給付金は市から不動産媒介業者等の口座へ直接振り込みます。

# 1 住居確保給付金を受給するための要件

守山市に居住もしくは居住する予定であり、申請時に次の①～⑩のすべてに該当する方を支給対象とします。

<input type="checkbox"/>	①	離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある。
<input type="checkbox"/>	②	申請日において、以下のいずれかの状況である。(雇用形態は問いません) イ) 離職・廃業の日から2年以内である。 ※ただし、当該期間に市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間(最長4年) ロ) 本人の責めによらない休業等により収入が減少し、離職・廃業の場合と同等程度の状況にある。
<input type="checkbox"/>	③	イ) 離職等の日において、申請者が世帯の生計を主として維持していた。 ロ) 申請日の属する月において、申請者が世帯の生計を主として維持している。
<input type="checkbox"/>	④	申請日の属する月における、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「収入基準額」以下である。〔3ページ参照〕
<input type="checkbox"/>	⑤	申請日における申請者および申請者と同一の世帯に属する所有する金融資産の合計額が、基準額×6(上限100万円)以下である。〔3ページ参照〕
<input type="checkbox"/>	⑥	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 ※ただし、自立に向けた活動(経営相談先への経営改善相談等)を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと市が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動を求職活動に代えることができます。
<input type="checkbox"/>	⑦	「地方自治体等が実施する類似の給付等」を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
<input type="checkbox"/>	⑧	申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれかが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない。
<input type="checkbox"/>	⑨	現在、生活保護を受給していない。
<input type="checkbox"/>	⑩	過去に「住居確保給付金」を受給していない。(守山市以外の自治体を含む) ※ただし、支給終了後に、新たに解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)その他事業主の都合による離職・廃業(当該個人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。)もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由や都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している(常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限る。)場合には、申請により再支給ができる場合があります。
<input type="checkbox"/>	⑪	①から⑩までの項目に該当し、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)」の内容について誓約および同意すること。

## 2 支給額・支給期間・支給方法

### 【支給額】

1か月ごとに家賃額(生活保護法に基づく住宅扶助の限度額が上限)を支給します。  
※管理費・共益費・駐車場代等は含まれません。

世帯人数	支給上限額
1人	35,000円
2人	42,000円
3人	46,000円
4人	46,000円
5人	46,000円
6人	49,000円
7人以上	55,000円

※世帯の収入額の状況によって、一部支給になる場合があります。

### 【支給期間】

#### 原則3か月

就職活動を誠実かつ熱心に取り組んでいる方であって、なお、支給要件に該当している場合には、3か月ごとに最長9か月まで申請により延長することがあります。

### 【支給方法】

原則として、市が住宅の貸主等の口座に直接振り込みます。  
※支給額以外の自己負担分は、貸主等にお支払いください。

### 3 収入基準額・金融資産基準額

【収入要件】 申請日の属する月における申請者および申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- ・「③収入基準額」を超える場合は支給対象外となります。
  - ・収入額が「①基準額」以上の場合は、家賃額の一部が支給となります。
  - ・収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。
- 【給与収入】…総支給額(社会保険料天引き前)から交通費支給額を差し引いた後の金額  
 【自営業等の事業収入】…総収入額から事業に係る必要経費を差し引いた後の金額(※確定申告に準ずる)

世帯員数	①基準額	②家賃額 (住宅扶助)	③収入基準額 (基準額+家賃額)
1人	78,000円	35,000円	113,000円
2人	115,000円	42,000円	157,000円
3人	141,000円	46,000円	187,000円
4人	175,000円	46,000円	221,000円
5人	209,000円	46,000円	255,000円
6人	242,000円	49,000円	291,000円
7人	275,000円	55,000円	330,000円
8人	308,000円	55,000円	363,000円

※住宅扶助とは生活保護の住宅扶助基準額

【資産要件】 申請日における申請者および申請者と同一の世帯に属する者所有する金融資産の合計額が下表の金融資産上限額以下である。

世帯人数	1人	2人	3人	4人以上
金融資産上限額	468,000円	690,000円	846,000円	1,000,000円

- ・金融資産とは、預貯金、現金、外貨、債券、株式、投資信託等をさします。
- ・生命保険、個人年金保険等は含みません。
- ・負債がある場合でも、金融資産と相殺はしません。
- ・世帯全員分の金融資産がわかるものを提出してください。



## ① 常用就職を目指した求職活動

ハローワーク(ジョブプラザ)等への求職申込み

月2回以上、ハローワーク(ジョブプラザ)等での職業相談等を受ける

ハローワーク(ジョブプラザ)等の職業相談を行い、「職業相談確認票(参考様式6)」に担当者から相談日、担当者名、支援内容、職業安定所確認印等を記入してもらってください。

原則週1回以上の企業等への応募・面接の実施

ご自分で求人先の応募を行い、求人先の面接を受けて「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」に状況を記入してください。

月4回以上、生活支援相談課との面談等の支援を受ける

生活支援相談課の自立相談支援員等による面談等を月4回以上行います。  
「求職活動等状況報告書(参考様式9)」は月1回、該当月の月末に提出してください。  
※申請理由が「やむを得ない休業等による収入減少」の方は、給与その他の業務上の収入額を確認することができる書類を添付してください。  
※離職・廃業の方は、「職業相談確認票(参考様式6)」および「常用就職活動状況報告書(参考様式7)」を併せて提出してください。

プランに沿った活動(家計相談など)

生活支援相談課との月末面談(求職活動報告)の際には、下記の書類をお持ちください。

- ▼共通の書類・・・「求職活動等状況報告書」
- ▼離職・廃業の方・・・「職業相談確認票」および「常用就職活動状況報告書」
- ▼やむを得ない休業等による収入減少の方・・・「給与その他の業務上の収入額を確認することができる書類」

### 【支給決定後に常用就職した場合】

住居確保給付金支給決定後に常用就職した場合には、常用就職届(様式6)および収入の見込みが確認できる書類を提出してください。

また、常用就職届を提出後は、給与明細書のコピーなどの収入額を確認することができる書類を毎月(※給与日以降速やかに)ご提出ください。(ご提出がない場合は中止になる可能性があります。)

常用就職とは、「期間の定めのない労働契約または期間の定めが6月以上の労働契約」を指します。雇用形態(正社員、パート等)は問いません。

## ② 自立に向けた活動

<input type="checkbox"/> 経営相談先への相談申込み
<input type="checkbox"/> 原則月1回以上、経営相談先への面談等の支援を受ける <p>経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動計画書(参考様式10)」をご自身で作成してください。また、「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」に相談日、担当者名、支援内容等について記入してください。</p>
<input type="checkbox"/> 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行う <p>「自立に向けた活動計画書」の作成後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。</p>
<input type="checkbox"/> 月4回以上、生活支援相談課との面談等の支援を受ける <p>生活支援相談課の自立相談支援員等による面談等を月4回以上行います。「自立に向けた活動計画書(参考様式10)」および「自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)」を提出してください。また、毎月、収入額を確認できる書類を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/> プランに沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

生活支援相談課との月末面談(求職活動報告)の際には、下記の書類をお持ちください。

- ▼自立に向けた活動計画書(参考様式10)
- ▼自立に向けた活動状況報告書(参考様式11)
- ▼自立に向けた活動状況が分かる資料(ある場合)
- ▼月の収入額を確認できる書類

自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると見込まれるものと市が認める場合は、最大6か月間に限り自立に向けた活動が可能です。  
ただし、6か月以降もなお事業再生できず再延長になった場合には、「④常用就職を目指した求職活動」に切り替えていただきます。

## 5 手続きの流れ

(申請～決定・振込までの処理の目安は1～2か月程度です。)

① 受給要件を確認(1ページ・3ページ参照)

② 生活支援相談課へご相談

③ 申請・不動産媒介業者等との調整

※不動産媒介業者等に作成していただく書類「入居(予定)住宅に関する状況通知書」がありますので、ご自身で不動産媒介業者等へ作成の依頼をお願いします。

また、支給決定された場合でも、振込までに1～2か月程度時間がかかることもありますので、あわせてご相談をお願いします。

④ 生活支援相談課で審査し、決定内容について本人へ通知

※支給決定された場合のみ、市から不動産媒介業者・不動産管理会社等へも通知を発送します。

……………以下は支給決定された場合の流れ……………

⑤ 物件を賃借している不動産媒介業者・不動産管理会社等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告

⑥ 不動産媒介業者・不動産管理会社等の指定口座へ住居確保給付金支給決定額が市役所から直接振り込まれる。

⑦ 求職活動等を実施し、活動状況や生活状況を月4回程度、面談等により生活支援相談課へ報告(4ページ・5ページを参照)



## 6 支給の中止について

次のような場合には支給を中止することがあります。

(1) 誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合または就労支援に関する自治体の指示に従わない場合。

※原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止します。

(2) 受給中に常用就職等の理由で、収入基準額を超えた収入があった場合。

※原則として、その収入が得られた月の翌月から支給を中止します。

(3) 住宅を退去した場合(家主からの要請および生活支援相談課の指示による場合を除く。)

(4) 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合。

(5) 禁固刑以上の刑に処された場合。

(6) 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合。

(7) 生活保護費を受給した場合。

(8) 住居確保給付金受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合。

※住居確保給付金の支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」によりお知らせします。

## 7 住居確保給付金の再支給について

住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、住居確保給付金の受給期間中または受給期間終了後に、常用就職または給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)その他事業主の都合による離職・廃業(当該個人の責めに帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。)もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由や都合によらないで減少し、かつ従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、住居確保給付金の支給要件に該当する方は、申請により再支給ができる場合があります。

## 8 住居確保給付金の適正な受給のため

- ・就職等により新たな収入が見込まれる場合は、必ず生活支援相談課に届出をしてください。届出の遅延により生じた過支給分については返還していただく場合があります。
- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還していただきます。
- ・本給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に関わる給付の振込を中止します。

<お問い合わせ先>

守山市役所 健康福祉部 生活支援相談課

電話077-582-1161